

人と企業がイキイキと輝く働き方を応援します

青森働き方改革推進支援センター

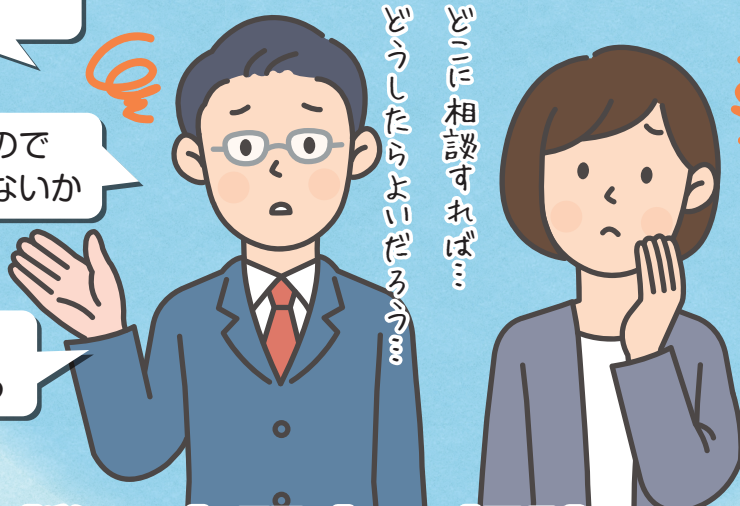
の利用をお待ちしています

職場でこんな悩みは
ありませんか？

同一労働同一賃金は
何をすれば

ベースアップするので
利用できる助成金はないか

採用しても
すぐ辞めてしまう



有給休暇の
与え方？

時間外労働の
限度？

産後パパ育休
とは？

無料でご利用
いただけます

そのお悩み専門家に相談しませんか？

(社会保険労務士が担当いたします)

相談支援

来所・電話・Webによる相談をお受けします。

コンサルティング支援

課題解決のため事業場に訪問して労務管理のアドバイスを行います。(3回まで利用できます。)

セミナー開催支援

セミナーへ講師を派遣いたします。

働き方改革全般について事業主、事業者団体の取組を支援いたします。

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

相談・個別訪問支援・出張相談会支援・セミナー開催支援はすべて**無料**でご利用いただけます。お気軽にご利用ください。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

青森働き方改革推進支援センター

- 相談コーナー 青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館
- 電話 0800-800-1830 (フリーダイヤル) ■ Fax 017-718-8846
- メール hatarakikata@sr-aomori.info
- 受付時間 平日9:00～17:00 (土・日・祝日・12月29日～1月3日除く)



twitter



Facebook

働き方改革に取り組む事業主を支援します

まずは、
青森働き方改革推進支援センター
にお電話をください。

この事業は青森労働局から委託を受けたもので、**無料**で利用できます。

問合せ先 ☎ **0800-800-1830**

電話相談を平日9時から17時まで受付していますが、受付時間外または相談予約については下記相談申込書によりFAXにてご送付ください。こちらからお電話をさせていただきます。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

労働条件改善等の取組を
進めていく事業主団体を
応援します！

事業者団体のみなさまへ

労働条件改善の取組を検討されている事業者団体に対して、「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」等を活用した取組の企画・立案から完了までのトータルサポートを行います。

また、セミナー講師や相談会への専門家派遣、会員事業所への専門家による巡回支援も行っておりますので、ご利用をお待ちしています。

(送信先)

青森働き方改革推進支援センター 行き

FAX 017-718-8846

相談申込書

〔令和5年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）〕

会社名	労働者数	人	事業内容
住所	電話番号 FAX番号	TEL FAX	
担当者名	メールアドレス		
相談内容	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇制度の運用 <input type="checkbox"/> 長時間労働の見直し <input type="checkbox"/> 助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金の運用 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 36協定の届出 <input type="checkbox"/> 賃金制度の見直し <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 育児・介護休業法（産後パパ育休）の運用	）
希望する支援	<input type="checkbox"/> コンサルティングを希望する <input type="checkbox"/> Webによる相談を希望する	<input type="checkbox"/> セミナー講師を希望する <input type="checkbox"/> 出張相談会を希望する	
希望内容（希望事項・希望日がありましたらご記入ください）			



社会保険労務士は、社会保険労務士法に定められた国家資格です。事業場の労務管理に係る申請等について責任をもって処理し、事業場に代わって申請を行うほか、助成金の相談や申請手続を適切に行い企業の発展を支援しています。本委託事業の活用をご検討ください。